

群馬大学共同教育学部附属学校長選考規程

平成26.12.17 制定

改正 平成29. 4. 1 平成31. 4. 1
令和 2. 4. 1 令和 4. 1.19
令和 5. 4. 1 令和 6. 2.14
令和 7. 2.19

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部附属学校長（附属幼稚園長を含む。以下「附属学校長」という。）候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 附属学校長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 附属学校長の任期が満了するとき。
- (2) 附属学校長が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属学校長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(附属学校長候補者の資格)

第3条 附属学校長候補者の資格は、学校教育法施行規則第20条に定める資格を有する者及び同規則第22条に定めるものとする。

(選考の方法)

第4条 共同教育学部長（以下「学部長」という。）は、群馬県教育委員会から附属学校長候補適任者の推薦を受ける。

2 学部長は、前項で推薦された者を共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、附属学校長候補者として学長に推薦する。

(任 期)

第5条 附属学校長の任期は、5年以内とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号及び第3号に該当する理由に基づき、附属学校長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年以下の場合は、その期間に1年を加えた期間とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑 則)

第7条 この規程の施行に伴う必要な事項については、教授会が別に定める。

附 則

1 この改正は、令和7年2月19日から施行する。

2 群馬大学共同教育学部附属幼稚園長選考規程（令和6年2月14日制定）は、廃止する。